

## 監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成26年2月25日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

### 定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

### 記

- 1 監査執行年月日 平成26年1月28日（火）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
  - 生活環境部
    - 市民年金課
      - ・コンビニ交付等による行政効果と臨時職員配置状況について
    - 人権推進課
      - ・共同浴場利用料について（情報収集結果と検討について）
    - 観光商工課
      - ・中小企業融資制度に基づく利子及び保証料補給事業について
    - まち美化推進課
      - ・資源ゴミ（有価物）の収集及び処分の取扱いについて
      - ・資源ゴミ（有価物）の収集前の事前抜き取り防止対策について
      - ・リサイクル研修ステーションの運営について
- 3 監査の方法
  - 監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。
  - また、リサイクル研修ステーションについては現地を視察した。

#### 4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において概ね適正に処理されていた。

##### 【市民年金課】

コンビニ交付サービスについては、府内初の先進的な取り組みとして多額の投資を経て実現したものである。今後のランニングコストを含めた投資効果を高めるため、住基カードの一層の普及に努め、市民の利用率向上に結び付けていく必要がある。当初の中期的目標を確実に達成するためにも、年次毎の数値目標を定め、的確な進捗管理を行うとともに効果的なPRの研究を重ね、努力を続けられたい。

##### 【人権推進課】

補助金として執行されている支出について、実質的には費用弁償となっている実態がある。事業の実態に即した予算科目への変更をすべく、財政所管課と十分協議し検討されたい。

共同浴場に関しては、その将来像について抜本的な検討が必要である。適正な利用料のあり方とあわせて、事例の情報収集や分析を行い検討されたい。

##### 【まち美化推進課】

資源ゴミについて、有価物の処分に伴い生ずる利益については、処理委託契約のあり方について調査研究を行い検討されたい。